

熊本県公報

第 1 1 3 8 1 号

平成 18 年 3 月 15 日 (水)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定による道路の指定……………(建 築 課) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護・訪問入浴介護・通所介護)……………(高齢者支援総室) 2
- 指定居宅介護支援事業所の指定(居宅支援)……………(") 2
- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………(生活保護・援護課) 2
- "……………(") 3
- 長洲港公有水面埋立出願事項の変更……………(港 湾 課) 3
- 道路の区域変更……………(道路総務課) 7
- "……………(") 7
- "……………(") 8
- 道路の供用開始……………(") 8
- 菊池広域連合の処理する事務及び規約の変更の許可……………(市町村総室) 9

公 告

- 土地改良区役員の退任……………(農村計画課) 9
- 団体営土地改良事業の工事完了……………(") 9
- 平成 18 年二級建築士試験の実施……………(建 築 課) 9
- 平成 18 年木造建築士試験の実施……………(") 10
- 都計道路(熊本駅新外線等)の事業認可……………(新幹線都市整備総室) 11
- 都計道路(熊本駅城山線等)の事業認可……………(") 11
- 開発行為工事完了……………(建 築 課) 11
- 道路の位置指定……………(") 12
- "……………(") 12
- 熊本県知事部局公用車任意保険契約に係る一般競争入札……………(人 事 課) 12

登 載 依 頼

- 熊本県健康長寿づくり推進方策研究会の開催(熊本県健康長寿づくり推進方策研究会) 14
- 八代地域保健医療推進協議会の開催……………(八代地域保健医療推進協議会) 14
- 文化財保護審議会の会議の開催……………(熊本県文化財保護審議会) 15
- 熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則……………(学校人事課) 15
- 熊本県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則……………(") 16
- 第 3 回熊本県福祉有償運送運営協議会の開催……………(熊本県福祉有償運送運営協議会) 17

告 示

熊本県告示第 262 号

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 15 条の 20 の規定により、次の指定居宅支援事業者から変更の届出があった。

平成 18 年 3 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 菊愛会 グループホームわらび倶楽部 知的障害者地域生活援助	事業所の所在地	菊池市隈府 1587 番地 17	菊池市隈府 494 番地 17	平成 17 年 10 月 1 日

熊本県告示第263号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、玉名市岱明町下河原土地区画整理事業施行地区内の計画道路のうち、次の道路を指定する。

なお、その関係図書は熊本県土木部建築課及び玉名地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定道路

道路種別	幅 員	延 長	起 点	終 点
〈区画道路〉 1号道路	6m	232.0m	玉名市岱明町野口1216-1、 1216-2、1240-1地先	玉名市岱明町野口1157地先
3号道路	6m	130.0m	玉名市岱明町野口保8-9地先	玉名市岱明町野口保8-17地先
4号道路	5m	198.0m	玉名市岱明町野口1144-1地先	玉名市岱明町野口1155-1地先
6号道路	5m	113.0m	玉名市岱明町野口1147地先	玉名市岱明町野口1172-1地先
7号道路	5m	81.0m	玉名市岱明町野口保11-1地先	玉名市岱明町野口1163地先
8号道路	5m～6m	233.0m	玉名市岱明町野口1158-1地先	玉名市岱明町野口1172-1地先
合計		987.0m		

熊本県告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
合志市社協ホームヘルパーステーション 合志市須屋2251番地1	社会福祉法人合志市社会福祉協議会	平成18年2月27日

【訪問入浴介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
合志市社協訪問入浴ステーション 合志市須屋2251番地1	社会福祉法人合志市社会福祉協議会	平成18年2月27日

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
合志市社協デイサービスセンター 合志市須屋2251番地1	社会福祉法人合志市社会福祉協議会	平成18年2月27日

熊本県告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業 者 名	指 定 年 月 日
合志市社協ケアプランセンター 合志市須屋2251番地1	社会福祉法人合志市社会福祉協議会	平成18年2月27日

熊本県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ヘルパーステーション蘇春堂 人吉市上青井町 133 番地	医療法人蘇春堂 人吉市上青井町 176 番地	平成 18 年 2 月 21 日

〔訪問看護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション蘇春堂 人吉市上青井町 133 番地	医療法人蘇春堂 人吉市上青井町 176 番地	平成 18 年 2 月 21 日

〔通所介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスげんき 荒尾市本井手字前原 179 番地 1	医療法人洗心会 福岡県大牟田市橋口町 3 番地の 10	平成 18 年 2 月 21 日
デイサービスセンター虹の木 牛深市久玉町 1987 番地 1	NPO 法人健寿会 牛深市久玉町 2007 番地	平成 18 年 2 月 15 日

〔居宅介護支援事業〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアサポートセンター蘇春堂 人吉市上青井町 133 番地	医療法人蘇春堂 人吉市上青井町 176 番地	平成 18 年 2 月 21 日
やまだ介護支援センター 水俣市旭町二丁目 2 番 5 号	医療法人善哉会 水俣市旭町二丁目 2 番 5 号	平成 18 年 2 月 15 日

熊本県告示第 267 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成 18 年 3 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔認知症対応型共同生活介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
グループホーム花音 八代郡氷川町宮原 588 番地の 2	有限会社沙蔵 八代郡氷川町宮原 588 番地の 2	平成 18 年 2 月 2 日

〔福祉用具貸与〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
株式会社ミタカ八代営業所 八代市袋町 5 番 44 号	株式会社ミタカ 上益城郡嘉島町上仲間 850 番地 2	平成 18 年 2 月 3 日

熊本県告示第 268 号

平成 12 年 3 月 22 日付け熊本県指令港第 12 号で免許した長洲港公有水面埋立について、埋立区域縮小、埋立地用途変更、設計概要変更、竣工期間伸長及び埋立区域分割許可申請書が提出されたので、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 13 条ノ 2 第 2 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 18 年 3 月 15 日

長洲港港湾管理者 熊本県

代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
(変更前)
ア. 全体

玉名郡長洲町大字長洲 3325 番 11、3329 番 3、3308 番 2 の地先公有水面

イ. 1 工区

玉名郡長洲町大字長洲 3329 番 3、3308 番 2 の地先公有水面

ウ. 2 工区

玉名郡長洲町大字長洲 3325 番 11、3329 番 3 の地先公有水面

(変更後)

ア. 全体

変更なし

イ. 1-1 工区

玉名郡長洲町大字長洲 3329 番 3、3308 番 2 の地先公有水面

ウ. 1-2 工区

玉名郡長洲町大字長洲 3329 番 3 の地先公有水面

エ. 2 工区

変更なし

(2) 区域

(変更前)

ア. 全体

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と⑯の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D.L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院長洲小学校四等三角点 (北緯 32 度 55 分 42 秒 680、東経 130 度 26 分 52 秒 816) (以下「基点」という。) から 269 度 48 分 29 秒 511.28 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 263 度 28 分 10 秒 118.85 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 173 度 28 分 10 秒 80.00 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 263 度 28 分 10 秒 9.50 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 353 度 28 分 10 秒 1.60 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 83 度 28 分 10 秒 3.10 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 353 度 28 分 10 秒 275.20 メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 263 度 28 分 10 秒 3.10 メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 353 度 28 分 10 秒 3.20 メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 50 度 59 分 50 秒 3.03 メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 140 度 59 分 50 秒 3.10 メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 50 度 59 分 50 秒 22.40 メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 320 度 59 分 50 秒 1.58 メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 50 度 59 分 50 秒 104.00 メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 353 度 07 分 14 秒 1.79 メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 83 度 28 分 07 秒 20.00 メートルの地点

イ. 1 工区

次の地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線、⑥、⑰、⑱の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑱の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D.L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点から 269 度 48 分 29 秒 511.28 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 263 度 28 分 10 秒 118.85 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 173 度 28 分 10 秒 80.00 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 263 度 28 分 10 秒 9.50 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 353 度 28 分 10 秒 1.60 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 83 度 28 分 10 秒 3.10 メートルの地点

⑰の地点 ⑥の地点から 353 度 28 分 10 秒 168.40 メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から 83 度 28 分 10 秒 126.86 メートルの地点

ウ. 2 工区

次の地点のうち⑱、⑰、⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑱の地点と⑯の地点を結ぶ平成 11 年の秋分の満潮位 (D.L. + 4.04 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑱の地点 基点から 279 度 35 分 40 秒 527.30 メートルの地点

⑰の地点 ⑱の地点から 263 度 28 分 10 秒 126.86 メートルの地点

⑦の地点 ⑰の地点から 353 度 28 分 10 秒 106.80 メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 263 度 28 分 10 秒 3.10 メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 353 度 28 分 10 秒 3.20 メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 50 度 59 分 50 秒 3.03 メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 140 度 59 分 50 秒 3.10 メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 50 度 59 分 50 秒 22.40 メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 320 度 59 分 50 秒 1.58 メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 50 度 59 分 50 秒 104.00 メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 353 度 07 分 14 秒 1.79 メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から 83 度 28 分 07 秒 20.00 メートルの地点

(変更後)

ア. 全体

次の各地点を順次結んだ線及び①の地点と㉔の地点を結ぶ平成11年の秋分の満潮位（D.L. + 4.04メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	国土地理院長洲小学校四等三角点（北緯32度55分42秒680、東経130度26分52秒816）（以下「基点」という。）から269度48分29秒511.28メートルの地点		
②の地点	①の地点から	263度28分10秒	56.15メートルの地点
③の地点	②の地点から	353度28分10秒	1.50メートルの地点
④の地点	③の地点から	263度28分10秒	4.70メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	173度28分10秒	1.50メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	263度28分10秒	33.00メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	353度28分10秒	1.50メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	263度28分10秒	4.70メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	173度28分10秒	1.50メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	263度28分10秒	20.30メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	173度28分10秒	32.40メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	263度28分10秒	1.50メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	173度28分10秒	4.70メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	83度28分10秒	1.50メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	173度28分10秒	35.30メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	263度28分10秒	1.50メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	173度28分10秒	4.70メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	83度28分10秒	1.50メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	173度28分10秒	2.90メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	263度28分10秒	6.40メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から	353度28分10秒	276.80メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	263度28分10秒	3.10メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から	353度28分10秒	3.20メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から	50度59分50秒	3.03メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から	140度59分50秒	3.10メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から	50度59分50秒	22.40メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から	320度59分50秒	1.58メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から	50度59分50秒	104.00メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から	353度07分14秒	1.79メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から	83度28分07秒	20.00メートルの地点

イ. 1-1 工区

次の地点のうち①の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線、㉔、㉓、㉒の地点までを順次に結んだ線及び①の地点㉕の地点を結ぶ平成11年の秋分の満潮位（D.L. + 4.04メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	基点から269度48分29秒511.28メートルの地点		
②の地点	①の地点から	263度28分10秒	56.15メートルの地点
③の地点	②の地点から	353度28分10秒	1.50メートルの地点
④の地点	③の地点から	263度28分10秒	4.70メートルの地点
⑤の地点	④の地点から	173度28分10秒	1.50メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から	263度28分10秒	33.00メートルの地点
⑦の地点	⑥の地点から	353度28分10秒	1.50メートルの地点
⑧の地点	⑦の地点から	263度28分10秒	4.70メートルの地点
⑨の地点	⑧の地点から	173度28分10秒	1.50メートルの地点
⑩の地点	⑨の地点から	263度28分10秒	20.30メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から	173度28分10秒	32.40メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から	263度28分10秒	1.50メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から	173度28分10秒	4.70メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から	83度28分10秒	1.50メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から	173度28分10秒	35.30メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から	263度28分10秒	1.50メートルの地点
⑰の地点	⑯の地点から	173度28分10秒	4.70メートルの地点
⑱の地点	⑰の地点から	83度28分10秒	1.50メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	173度28分10秒	2.90メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	263度28分10秒	6.40メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から	353度28分10秒	166.48メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から	83度28分10秒	126.80メートルの地点

ウ. 1-2 工区

次の地点のうち㉓、㉒、㉑、㉔の地点までを順次に結んだ線及び㉕の地点と㉔の地点を結ぶ平成11年の秋分の満潮位（D.L. + 4.04メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉓の地点	基点から279度13分42秒526.40メートルの地点		
㉒の地点	㉓の地点から	263度28分10秒	126.80メートルの地点
㉑の地点	㉒の地点から	353度28分10秒	3.52メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から 83 度 28 分 10 秒 126.86 メートルの地点

エ. 2 工区

次の地点のうち㉔、㉓、㉒の地点までを順次に結んだ線、㉒の地点から㉑の地点までを順次に結んだ線及び㉔の地点と㉑の地点を結ぶ平成11年の秋分の満潮位(D.L. + 4.04 メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉔の地点	基点から 279 度 35 分 40 秒	527.30 メートルの地点
㉓の地点	㉔の地点から 263 度 28 分 10 秒	126.86 メートルの地点
㉒の地点	㉓の地点から 353 度 28 分 10 秒	106.80 メートルの地点
㉑の地点	㉒の地点から 263 度 28 分 10 秒	3.10 メートルの地点
㉐の地点	㉑の地点から 353 度 28 分 10 秒	3.20 メートルの地点
㉏の地点	㉐の地点から 50 度 59 分 50 秒	3.03 メートルの地点
㉍の地点	㉏の地点から 140 度 59 分 50 秒	3.10 メートルの地点
㉌の地点	㉍の地点から 50 度 59 分 50 秒	22.40 メートルの地点
㉋の地点	㉌の地点から 320 度 59 分 50 秒	1.58 メートルの地点
㉊の地点	㉋の地点から 50 度 59 分 50 秒	104.00 メートルの地点
㉉の地点	㉊の地点から 353 度 07 分 14 秒	1.79 メートルの地点
㉈の地点	㉉の地点から 83 度 28 分 07 秒	20.00 メートルの地点

(3) 面積

(変更前)

ア. 全体 30,918.86 平方メートル

イ. 1 工区 11,861.66 平方メートル

ウ. 2 工区 19,057.20 平方メートル

(変更後)

ア. 全体 30,885.71 平方メートル

イ. 1-1 工区 11,387.10 平方メートル

ウ. 1-2 工区 441.41 平方メートル

エ. 1 工区 11,828.51 平方メートル

オ. 2 工区 19,057.20 平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

変更なし

(2) 区域

(変更前)

ア. 全体

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点	基点から 257 度 07 分 26 秒	575.02 メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 263 度 28 分 10 秒	145.00 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 353 度 28 分 10 秒	387.64 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 50 度 59 分 50 秒	249.17 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 172 度 25 分 40 秒	199.47 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 174 度 24 分 08 秒	222.09 メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 263 度 28 分 10 秒	40.74 メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 173 度 28 分 10 秒	40.00 メートルの地点

イ. 1 工区

次の㉑の地点と㉒の地点を結んだ線、㉒、㉓、㉔、㉕の地点までを順次に結んだ線、㉕の地点から㉖の地点までを順次に結んだ線及び㉑の地点と㉖の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点	基点から 257 度 07 分 26 秒	575.02 メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 263 度 28 分 10 秒	145.00 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 353 度 28 分 10 秒	210.00 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 83 度 28 分 10 秒	212.03 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 174 度 24 分 08 秒	110.11 メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から 263 度 28 分 10 秒	40.74 メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から 173 度 28 分 10 秒	40.00 メートルの地点

ウ. 2 工区

次の㉑の地点と㉒の地点を結んだ線、㉒の地点と㉓の地点を結んだ線、㉓の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線及び㉑の地点と㉔の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点	基点から 279 度 39 分 27 秒	525.30 メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 263 度 28 分 10 秒	212.03 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 353 度 28 分 10 秒	177.64 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 50 度 59 分 50 秒	249.17 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 172 度 25 分 40 秒	199.47 メートルの地点

(変更後)

ア. 全体

変更なし

イ. 1 工区

次の⑩の地点と⑪の地点を結んだ線、⑫、⑬、⑭、⑮の地点までを順次に結んだ線、⑯の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線及び⑱の地点と⑲の地点とを結んだ線により囲まれた区域

⑩の地点	基点から 257 度 07 分 26 秒	575.02 メートルの地点
⑪の地点	⑩の地点から 263 度 28 分 10 秒	145.00 メートルの地点
⑫の地点	⑪の地点から 353 度 28 分 10 秒	205.00 メートルの地点
⑬の地点	⑫の地点から 83 度 28 分 10 秒	211.94 メートルの地点
⑭の地点	⑬の地点から 174 度 24 分 08 秒	105.11 メートルの地点
⑮の地点	⑭の地点から 263 度 28 分 10 秒	40.74 メートルの地点
⑯の地点	⑮の地点から 173 度 28 分 10 秒	40.00 メートルの地点

ウ. 2 工区

次の⑳の地点と㉑の地点を結んだ線、㉒の地点と㉓の地点を結んだ線、㉔の地点から㉕の地点までを順次に結んだ線及び㉖の地点と㉗の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉑の地点	基点から 279 度 07 分 48 秒	524.01 メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から 263 度 28 分 10 秒	211.94 メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から 353 度 28 分 10 秒	182.64 メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から 50 度 59 分 50 秒	249.17 メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から 172 度 25 分 40 秒	199.47 メートルの地点

(3) 面積

(変更前)

ア. 全 体 91,143.25 平方メートル

イ. 1 工区 39,456.51 平方メートル

ウ. 2 工区 51,686.74 平方メートル

(変更後)

ア. 全 体 変更なし

イ. 1 工区 38,351.22 平方メートル

ウ. 2 工区 52,792.03 平方メートル

4 埋立地の用途

(変更前)

ふ頭用地 約 2.6 ヘクタール

道路用地 約 0.5 ヘクタール

(変更後)

ふ頭用地 約 3.0 ヘクタール

道路用地 約 0.1 ヘクタール

5 申請年月日

平成 18 年 3 月 1 日

6 関係書類の縦覧場所

熊本県土木部港湾課及び熊本県玉名地域振興局土木部並びに長洲町役場建設課

熊本県告示第 269 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 3 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 3 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	幸野染田 線	球磨郡湯前町字下川久保	前	3.4	809.0	単 道 改
		4962 番 1 地先から		～ 11.2		
		同町字永岡	後	5.2	809.0	
		3481 番 地先まで		～ 17.4		

2 区域変更する期日 平成 18 年 3 月 15 日

熊本県告示第 270 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小天下硯 川線	熊本市河内町大多尾本村	前	4.3 ～ 8.7	49.4	仮設道撤去
		2134番2地先から		3.9 ～ 6.3	66.5	
		同市河内町大多尾宮の上	後	3.9 ～ 6.3	66.5	
		1976番3地先まで				

2 区域変更する期日 平成18年3月15日

熊本県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成18年3月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	長洲玉名 線	玉名市岱明町野口字尾崎	前	8.8 ～ 40.0	529.0	単橋改
		1113番1地先から		12.8 ～ 33.5	630.3	
		同市中字西井手下	後			
		855番1地先まで				

2 区域変更する期日 平成18年3月31日

熊本県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成18年3月15日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	牛深市牛深町字宮崎 3196番19地先（公有水面埋立地）から 同市牛深町字鬼塚 1211番25地先（公有水面埋立地）まで	340.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成18年3月30日

熊本県告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年2月28日付けで菊池広域連合長から申請のあった菊池広域連合の処理する事務及び規約の変更を平成18年3月8日付けで許可した。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

公 告**熊本県公告第195号**

上益城郡甲佐町麻生原堰土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	中 野 陽 一	上益城郡甲佐町大字田口1629番地1

熊本県公告第196号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、 農業用道路	村松	平成12年11月1日	平成16年3月31日	錦町

熊本県公告第197号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成18年二級建築士試験を次のように実施する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験期日及び日程**（1）学科の試験**

平成18年7月2日（日） 午前10時から午後5時10分まで

（2）設計製図の試験

平成18年9月24日（日） 午前11時30分から午後4時まで

2 試験場所

九州東海大学工学部 熊本市渡鹿九丁目1番1号

3 受験申込手続**（1）インターネットによる受験申込**

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

（ア） 期間 平成18年4月1日（土）から平成18年4月7日（金）まで

（イ） 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.jp/>）において、必要な事項を入力し申込むこと。

（2）受付場所における受験申込**ア 受験申込書の受付地及び受付期間並びに受付時間**

（ア） 社団法人熊本県建築士会 熊本市神水一丁目3番7号

a 期間 平成18年4月10日（月）から平成18年4月14日（金）まで

b 時間 午前10時から午後4時まで

（イ） 熊本県八代地域振興局 八代市西片町1660番地

a 期間 平成18年4月10日（月）から平成18年4月11日（火）まで

b 時間 午前10時から午後4時まで

（ウ） 熊本県天草地域振興局 天草市今釜新町3530番地

- a 期間 平成18年4月10日(月)から平成18年4月11日(火)まで
b 時間 午前10時から午後4時まで
- イ 受験申込方法
受験申込書の受付は、原則として上記、アの(ア)から(ウ)までの受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等に居住し直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。
なお、郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。
- ウ 学科の試験の免除者の申請
学科の試験の免除の申請は、平成16年又は平成17年の試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付して行うものとする。
- 4 合格者の発表及び合否の通知
(1) 学科の試験
平成18年9月5日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
(2) 設計製図の試験
平成18年12月7日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 5 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 6 その他
設計製図の試験の課題は、平成18年6月21日(水)ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、学科の試験の試験場においても掲示する。受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第198号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成18年木造建築士試験を次のように実施する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日及び日程
(1) 学科の試験
平成18年7月23日(日) 午前10時から午後5時10分まで
(2) 設計製図の試験
平成18年10月8日(日) 午前11時30分から午後4時まで
- 2 試験場所
九州東海大学工学部 熊本市渡鹿九丁目1番1号
- 3 受験申込手続
(1) インターネットによる受験申込
インターネットによる受験申込については、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
ア 受験申込受付期間及び時間
(ア) 期間 平成18年4月1日(土)から平成18年4月7日(金)まで
(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで
イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申込みすること。
(2) 受付場所における受験申込
ア 受験申込書の受付地及び受付期間並びに受付時間
(ア) 社団法人熊本県建築士会 熊本市神水一丁目3番7号
a 期間 平成18年4月10日(月)から平成18年4月14日(金)まで
b 時間 午前10時から午後4時まで
(イ) 熊本県八代地域振興局 八代市西片町1660番地
a 期間 平成18年4月10日(月)から平成18年4月11日(火)まで
b 時間 午前10時から午後4時まで
(ウ) 熊本県天草地域振興局 天草市今釜新町3530番地
a 期間 平成18年4月10日(月)から平成18年4月11日(火)まで
b 時間 午前10時から午後4時まで
イ 受験申込方法
受験申込書の受付は、原則として上記、アの(ア)から(ウ)までの受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。ただし、離島等に居住し直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の

証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。

なお、郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

ウ 学科の試験の免除者の申請

学科の試験の免除の申請は、平成16年又は平成17年の試験の学科の試験（住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書を添付して行うものとする。

4 合格者の発表及び合否の通知

(1) 学科の試験

平成18年9月5日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

(2) 設計製図の試験

平成18年12月7日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

設計製図の試験の課題は、平成18年6月21日（水）ごろから財団法人建築技術教育普及センター支部及び熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、学科の試験の試験場においても掲示する。受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第199号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 熊本県

2 都市計画事業の種類及び名称 平成18年九州地方整備局告示第45号都市計画道路事業3・2・5号熊本駅北部線及び3・3・7号熊本駅新外線

3 事務所の所在地 熊本県熊本市本山二丁目9番51号

4 事業施行期間 平成18年3月6日から平成23年3月31日まで

5 事業地 収用の部分 熊本県熊本市春日一丁目、春日二丁目及び春日三丁目地内
使用の部分 熊本県熊本市春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目及び二本木一丁目地内

熊本県公告第200号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 熊本県

2 都市計画事業の種類及び名称 平成18年九州地方整備局告示第144号都市計画道路事業3・4・25号熊本駅城山線及び3・4・64号熊本駅南線

3 事務所の所在地 熊本県熊本市本山二丁目9番51号

4 事業施行期間 平成18年3月6日から平成23年3月31日まで

5 事業地 収用の部分 熊本県熊本市春日二丁目及び田崎本町地内
使用の部分 なし

熊本県公告第201号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

八代市千丁町新牟田字小代556番1、同556番2、同556番3、同字美名尻559番、同565番1及び同565番2
16,268.43平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
株式会社 ダイナム

熊本県公告第202号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市土手町32番地
- 2 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 3 道路の位置 人吉市下林町字古川2193番6
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 40.59メートル
- 6 指定年月日 平成18年2月23日
- 7 指定番号 球磨企調第29号

熊本県公告第203号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 阿蘇市蔵原771番地
- 2 築造者の氏名 竹原憲一
- 3 道路の位置 阿蘇市蔵原字上西濱474番4、同474番6、同474番7、同字東濱485番3及び同485番4
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.02メートルまで
- 5 道路の延長 34.06メートル
- 6 指定年月日 平成18年3月1日
- 7 指定番号 阿蘇企調第9号

熊本県公告第204号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年3月15日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 契約事項の名称
熊本県知事部局公用車任意保険契約
 - (2) 契約内容
熊本県知事部局の所有する公用車両650台に対する自動車任意保険契約
 - (3) 契約期間
平成18年4月22日から平成19年4月22日まで
- 2 入札参加資格
この競争入札に参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業について、内閣総理大臣の免許を受けている者
 - (3) 熊本県内に本店又は支店（本社又は支社、営業所を含む。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
 - (4) 県税を完納している者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法及び時期
 - (1) 申請の方法
熊本県が指定する競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により別記に掲げる場所に、直接又は郵送（書留郵便により、平成18年3月27日までに必着）により提出するものとする。
なお、提出した申請書等について説明を求められた場合、これに応じなければならない。
 - (2) 申請書等の配布、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
熊本県総務部人事課
郵便番号 862-8570
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2052
 - (3) 申請書の受付期間
平成18年3月15日（水）から平成18年3月27日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、入札日の前日までに郵送で通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成18年4月28日（金）までとする。
- 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
熊本県総務部人事課
郵便番号 862-8570
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2052
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成18年3月15日(水)から平成18年3月29日(水)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4の(1)に記載のとおり
- (3) 入札説明会の開催
ア 日時
平成18年3月24日(金) 午後2時
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館4階 人事課分室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成18年4月5日(水) 午前11時
イ 場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館4階 人事課分室
- (5) 入札書の提出方法
4の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4の(1)記載の場所に平成18年4月4日(火)の正午までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 入札に関する事務を担当する部局の名称
熊本県総務部人事課
郵便番号 862-8570
住 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2052
- 6 その他
(1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
(2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の100分の5以上の金額を4の(4)記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2か年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。
(3) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
(4) 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(5) 最低制限価格
設定しない。
(6) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約金額の100分の10以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2か年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(7) 契約書作成の要否

(8) その他詳細は入札説明書による。

登載依頼

熊本県健康長寿づくり推進方策研究会公告第3号

熊本県健康長寿づくり推進方策研究会の会議を次のとおり開催する。

平成18年3月15日

熊本県健康長寿づくり推進方策研究会

- 1 開催日時
平成18年3月22日（水）
午前10時から午前12時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 「健康長寿づくり推進方策の提言」（案）について
 - (2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 会議の傍聴の受付は、午前9時30分から午前10時まで会議の会場において行い、研究会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴者については、受付先着順に決定する。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康長寿づくり推進方策研究会事務局（熊本県健康福祉部国保・老人医療課老人医療班）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7101）

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

平成17年度八代地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成18年3月15日

八代地域保健医療推進協議会長

熊本県八代保健所長 児 玉 修

- 1 開催日時
平成18年3月23日（木）
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県八代市本町二丁目1-5
八代ロイヤルホテル
- 3 議題
 - (1) 役員改選
 - (2) 第4次八代地域保健医療計画の推進について
 - (3) 救急医療専門部会の報告について
 - (4) 各関係団体からの活動状況報告
 - (5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、八代地域保健医療推進協議会事務局の許可を得た上で、会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先

熊本県八代市西片町 1660

八代地域保健医療推進協議会事務局

(熊本県八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課)

(電話 0965-32-6121 内線 3011)

(ファックス 0965-33-6321)

熊本県文化財保護審議会公告第1号

熊本県文化財保護審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりである。

平成18年3月15日

熊本県文化財保護審議会会長 今 江 正 知

1 開催日時

平成18年3月23日(木)

午前10時から

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺 6-18-1

熊本県庁本館5階 審議会室

3 議題

(1) 文化財の県指定等について

(2) その他

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

会議開催15分前に会議会場で先着順に受付を行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺 6-18-1

熊本県教育庁文化課

(電話 096-383-1111 内線 6714)

熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月15日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則

熊本県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年熊本県教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

熊本県立学校職員の人事評価に関する規則

(趣旨)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条第1項の規定に基づく熊本県立の高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評定(以下「人事評価」という。)については、この規則の定めるところによる。

(人事評価の対象者)

第2条 人事評価は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)が指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(人事評価の構成)

第3条 人事評価は、自己評価及び評価者評価で構成する。

(評価期間等)

第4条 自己評価及び評価者評価は毎年1回定期に実施するものとし、評価の時期及び評価期間は、教育長が別に定める。

(自己評価)

第5条 自己評価は、次の各号により行うものとする。

(1) 職員が自らの職務上の目標を教育長が別に定める自己評価票に記載し、その目標達成に向けた職務遂行の結果について、自ら評価を行い自己評価票に記載することにより行うものとする。

(2) 校長を除く職員については校長が、校長については教育長が評価及び面談を行う。ただし、教育長は必要に応じ評価及び面談を行う者を別に定めることができる。

(評価者評価)

第6条 評価者評価は、職員の職務遂行能力について、評価者が評価を行い教育長が別に定める評価者評価票に記載することにより行うものとする。

2 評価者評価の評価者は、次のとおりとする。ただし、教育長は必要に応じ校長の評価者を別に定めることができる。

被評価者	1次評価者	最終評価者
校長	—	教育長
教頭、事務長	—	校長
学部主事、教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、 実習助手、寄宿舎指導員	教頭	校長
船長、事務職員、学校図書館事務職員、学校栄養職員、 通信士、機関長、技能労務職員	事務長	校長

(自己評価及び評価者評価の報告)

第7条 各学校長は、県教育委員会に自己評価及び評価者評価の結果を報告するものとする。

(書類の保管等)

第8条 自己評価及び評価者評価に係る提出書類及びその写しの保管期間は5年間とする。

(評価結果の取扱い)

第9条 評価者評価における職員の評価結果は開示しない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月15日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

熊本県教育委員会規則第5号

熊本県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の全部を改正する規則

熊本県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年熊本県教育委員会規則第5号)の全部を改正する。

熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第46条の規定に基づく市町村教育委員会の行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評定(以下「人事評価」という。)については、この規則の定めるところによる。

(人事評価の対象者)

第2条 人事評価は、熊本県教育長(以下「教育長」という。)が指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(人事評価の構成)

第3条 人事評価は、自己評価及び評価者評価で構成する。

(評価期間等)

第4条 自己評価及び評価者評価は毎年1回定期に実施するものとし、評価の時期及び評価期間は、教育長が別に定める。

(自己評価)

第5条 自己評価は、次の各号により行うものとする。

(1) 職員が自らの職務上の目標を教育長が別に定める自己評価票に記載し、その目標達成に向けた職務遂行の結果について、自ら評価を行い自己評価票に記載することにより行うものとする。

(2) 校長を除く職員については校長が、校長については市町村教育委員会教育長が評価及び面談を行う。ただし、市町村教育委員会教育長は必要に応じ評価及び面談を行う者を別に定めることができる。

(評価者評価)

第6条 評価者評価は、職員の職務遂行能力について、評価者が評価を行い教育長が別に定める評価者評価票に記載することにより行うものとする。

2 評価者評価の評価者は、次のとおりとする。ただし、市町村教育委員会教育長は必要に応じ校長の評価者を別に定めることができる。

被評価者	1次評価者	最終評価者
校長	—	市町村教育委員会教育長
教頭	—	校長
教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、 事務職員、学校栄養職員	教頭	校長

(自己評価及び評価者評価の報告)

- 第7条 各学校長は、市町村教育委員会に自己評価及び評価者評価の結果を報告するものとする。
- 2 市町村教育委員会は、管内学校長から報告のあった自己評価及び評価者評価の結果と管内学校長の自己評価及び評価者評価の結果を教育事務所に報告するものとする。
- 3 教育事務所は、管内市町村教育委員会から報告のあった自己評価及び評価者評価の結果を県教育委員会に報告するものとする。
(書類の保管等)
- 第8条 自己評価及び評価者評価に係る提出書類及びその写しの保管期間は5年間とする。
(評価結果の取扱い)
- 第9条 評価者評価における職員の評価結果は開示しない。
(その他)
- 第10条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 附 則
この規則は、平成18年4月1日から施行する。

熊本県福祉有償運送運営協議会公告第3号

第3回熊本県福祉有償運送運営協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成18年3月15日

熊本県福祉有償運送運営協議会

- 1 開催日時
平成18年3月22日(水)
午後3時30分から午後5時00分
- 2 開催場所
熊本県水前寺一丁目33-18
水前寺共済会館1階 「芙蓉」
- 3 議題
(1) 熊本県福祉有償運送運営指針の改正について
(2) 自家用自動車有償運送許可申請等について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付のうえ、熊本県福祉有償運送運営協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18-1
熊本県福祉有償運送運営協議会事務局
(熊本県健康福祉部福祉のまちづくり課まちづくり推進班)
(電話 096-333-2202)
(ファックス 096-387-5992)

